

広島県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年七月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
東広島市西条町森近字室迫九六六番四地先から 東広島市西条町大沢字下南五二七番一地先まで	旧	九・六〇〇〇 〇・〇〇〇〇 一〇・〇〇〇〇 三五・四〇〇〇	一九〇・五〇〇 一九七・五〇〇	ダブルウェイ 解除 一部拡幅 一部幅員減少 不用物件延長 一九・〇〇〇 メートル 一六・〇〇〇 メートル
	新	一一・〇〇〇〇 三二・〇〇〇〇	一九〇・五〇〇	